

令和元年11月25日

執行官事務等について

札幌地方裁判所

総括執行官 伊藤俊哉

- 1 執行官とは
 - ア 執行官の職務
概要：執行機関として裁判の内容を実現する事務のほか、訴訟関係書類の送達その他裁判機関の行う手続の遂行に必要な行為等を行う（裁判所法62条3項）。
 - イ 執行官の身分
各地方裁判所に置かれる裁判所職員であり、特別職の国家公務員（裁判所法62条1項、国家公務員法2条3項13号）
 - ウ 執行官の特殊性
手数料制
- 2 執行官の事務の概要（各論）
 - ア 動産執行（執イ）
 - イ 明渡・引渡執行（執ロ）
 - ウ 保全執行（執ハ）
 - エ 現況調査
 - オ 送達事務
- 3 民事執行法改正の影響（子の引渡し執行について）
- 4 執行官を取り巻く課題
 - ア 事件数の減少
 - イ 執行官の人数、年齢構成

資料

- 1 関係条文抜粋
- 2 札幌地裁の事件状況統計
- 3 「国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し」と題する書面（法務省ホームページ）